

三〇、脇指銘奉富士本宮源
式部丞信國 一口

一、所在地及所有者 富士郡大宮町 淺間神社
 二期一腰 應永卅四年二月日
 三、指定年月日 明治四十五年二月八日
 四、種類 刀劍

作者宗忠は鎌倉初期に於ける備前國福岡一文字派の刀工で同作の現存するものは少い。體配鎔造、庵棟、小切先、腰反踏張あり、銀は板目、細かに地沸附き、亂映立ち、双文は小丁子足入り、句深く沸附き、莖生ぶ、先栗尻形筋違の鑓目附き、表に宗忠と二一字銘がある。

明治廿年六月廿五日宮内省より當社に寄進されたものであるが、寄進狀に「其社什寶兵庫鎖太刀貳振羽柴中納言磨上刀壹口供 天覽候處御留置相成候ニ付白鞘御太刀銘宗忠壹振金千圓御寄附相成候事」とあるごとく、特に明治天皇の思召に因つて此のことがあつたと拜察し奉る。

三一、太刀銘宗忠 一口

一、所在地及所有者 三島市 三島神社
 三、指定年月日 明治四十五年二月八日
 四、種類 刀劍

作者宗忠は鎌倉末期に備前國宇甘郷に在住した所謂宇甘(鳥飼)物を代表する一人である。體配、鎔造、庵棟、銀は板目、地斑、地沸あり、双文は小亂灣れ交り、足入り、逆心あり、沸附き砂流しかゝり帽子は少し灣れて小丸に反り、莖磨上、表先に筋違の原鑓残りそこに雲次と銘がある。

寛永十一年徳川家光の寄進に係り、拵は總金具赤銅魚子地高彫金色繪五三桐紋散、目貫同上三双、鞘金研出蒔繪丸莖五三桐紋散の絲卷太刀である。

三二、太刀銘眞恒 一口

一、所在地及所有者 靜岡市久能 東照宮
 二、指定年月日 大正元年九月三日
 三、種類 刀劍

體配鎔造、庵棟、腰反、踏張あり、長さ肉豊かに、まことに健全である。鍛は小板目つまり、細かに地沸附き、双文は小沸出来で小亂に足葉入り、帽子は淺く灣れて丸く返り、總じて焼幅廣く、表裏に棒樋を搔流し、生ぶ莖先淺き栗尻形、勝手下りの鑓目附き、表裏下に近く、懸太と大振に「眞恒」と銘を鐫る。この作風より古備前正恒一派のものとして鑑せられ、現存同作中の傑作であり、傳平安朝時代の作にして、かくばかり健全に保存されてゐるものは稀有である。

元和三年將軍秀忠が父君家康を祀る當社に寄進したもので、絲卷太刀の拵は當時よりもやゝ古い佳品で、總金具赤銅魚子地に高彫金色繪を以て桐紋を配し、鞘にも亦金梨子地に同じ紋を金摺割し蒔繪にしてゐる。

三三、太刀銘雲次 一口

一、所在地及所有者 靜岡市久能 東照宮
 二、指定年月日 大正元年九月三日
 三、種類 刀劍

長サ二尺三寸七分 反り七分

作者雲次は鎌倉末期に備前國宇甘郷に在住した所謂宇甘(鳥飼)物を代表する一人である。體配、鎔造、庵棟、銀は板目、地斑、地沸あり、双文は小亂灣れ交り、足入り、逆心あり、沸附き砂流しかゝり帽子は少し灣れて小丸に反り、莖磨上、表先に筋違の原鑓残りそこに雲次と銘がある。

寛永十一年徳川家光の寄進に係り、拵は總金具赤銅魚子地高彫金色繪五三桐紋散、目貫同上三双、鞘金研出蒔繪丸莖五三桐紋散の絲卷太刀である。

三四、太刀銘國行 一口

拵絲卷太刀 徳川吉宗寄進

- 一、所在地及所有者 静岡市久能 東照宮
 - 二、指定年月日 大正元年九月三日
 - 三、種類 刀劍
 - 四、説 明 長サ二尺三寸 反リ九分
- 作者國行は來派の祖で鎌倉中期に京に在住した。體配鑄造、庵棟、切先、猪首心、腰反踏張あり、鍛は小板目約り地沸厚く、双文は小亂に足葉入り、沸附き、焼巾大きく灣れ、帽子小丸に反り、棟焼あり、表裏に棒樋を搔流し、莖は生ぶ先切、淺き勝手下りの鑓附き表に國行と銘がある。
- 享保三年九月將軍代替に際して吉宗の寄進するところ、拵は總金具赤銅魚子地金小縁高彫銀色繪丸葵紋散、目貫三双、鞘金梨子地金蒔繪丸葵紋散、茶の絲卷太刀である。

三五、太刀銘國宗 一口

拵絲卷太刀 徳川家齊寄進

- 一、所在地及所有者 静岡市久能 東照宮
 - 二、指定年月日 大正元年九月三日
 - 三、種類 刀劍
 - 四、説 明
- 安政年間の鞘書に伯耆國國宗と極めてある。これを備前國の國宗に比すれば有繫に劣つて居るが、双文箱亂れにして鍛も麗しく其の傑作の一と謂はれやう、此國宗は建長比の人、伯州小鴨住の刀工である。將軍家治の寄進で拵は當時の作ながら良好なものである。

三六、太刀銘守家 一口

拵絲卷太刀 徳川家治寄進

- 一、所在地及所有者 静岡市久能 東照宮
 - 二、指定年月日 大正元年九月三日
 - 三、種類 刀劍
 - 四、説 明 長サ二尺四寸五分五厘 反リ七分五厘
- 作者守家は鎌倉中期に備前國畠田に在住した。體配鑄造庵棟、腰反踏張あり鍛は板目細かに地沸附き、双文は上半は廣直に足入り、下半は大丁子亂、重花、蛙子交り、匂深く帽子崩れ返り長く、莖は生ぶ、先栗尻形、鑓目勝手下り表に守家と銘がある。拵は江戸時代の製作で總金具赤銅魚子地金小縁色繪丸葵紋散、目貫同上三双、鞘金梨子地蒔繪丸葵紋散、の絲卷太刀である。
- 明和二年四月將軍徳川家治の寄進である。

三七、太刀銘安則 一口

拵絲卷太刀 徳川家治寄進

- 一、所在地及所有者 静岡市久能 東照宮
 - 二、指定年月日 大正元年九月三日
 - 三、種類 刀劍
 - 四、説 明 長サ二尺五寸二分五厘 反リ六分
- 體配鑄造、庵棟、腰反踏張あり、鍛は板目細約り、地沸つき、双文は小亂に足入り、沸深く、金筋しきりにかゝり帽子表小丸裏焼詰、莖雉子股形少し磨上、鑓筋遠、表に安則と大振の銘がある。備前安則の作と傳へてゐるが、同作の現存するものは稀有である。蓋し鎌倉初期の備前福岡 安則に該當するか。
- 拵は總金具赤銅魚子地金小縁色繪丸葵紋散、目貫同上三双、鞘は金梨子地蒔繪同じ紋散、絲卷太刀で總べて江戸時代の製作に係る。安永五年十二月徳川家治の寄進である。

三八、太刀銘國行 一口

拵絲卷太刀 徳川家齊寄進

- 一、所在地及所有者 静岡市久能 東照宮
- 二、指定年月日 大正元年九月三日
- 三、種類 刀劍
- 四、説明 長サ二尺三寸七分五厘 反リ八分

來國行の作である。體配や、細身の鑄造、庵棟、腰反ごころ、鍛は板目、地沸付き、双文小沸出來、小亂に足葉入り、砂流しかり、帽子小丸、莖は區のみ磨上、淺き勝手下りの鑢目あり、表に國行と銘がある。享和三年四月正遷宮の節將軍家齊の寄進するところで拵は總金具赤銅魚子地金小縁高彫金色繪丸葵紋散、目貫同上三双、鞘は金梨子地蒔繪、丸葵紋散である。

三九、脇指無銘傳貞宗 一口

拵黒蛟柄合口 徳川家康所用

- 一、所在地及所有者 静岡市久能 東照宮
- 二、指定年月日 大正三年四月十七日
- 三、種類 刀劍
- 四、説明 長サ一尺一寸三分 反リ一分五厘

體配平造、三ツ棟、重ね薄く、淺く反り鍛は小板目、地景交り、地沸付き、双文は沸出來の灣れ、金筋かり、帽子は亂込んで返り、表に梵字と鉦、裏には梵字と鉦柄の劍を刻し、莖、生ぶ先劍形、鑢目筋違、銘は存しない。傳のごとくに鎌倉末期に相州鎌倉に在した正宗の養子彦四郎貞宗の作と鑑せらる。

徳川家康所用のもので、黒蛟柄、獅子の目貫、黒色鞘、金無垢一匹總金地板魚子俱利伽羅高彫の小柄附の合口拵も當時のものである。

四〇、脇指銘相模國住秋義伊

豆三島大明神奉拜佐藤松

千代貞成 一口

- 一、所在地及所有者 三島市 三島神社
- 二、指定年月日 大正九年四月十五日
- 三、種類 刀劍
- 四、説明 明

作者は相模國鎌倉の人、時代應安比秋廣の門人である。此の作は特に當社奉納の爲に鍛えたもので、大體よく整ひ双文も華美で其の師秋廣に酷似した所がある。双の長一尺二寸六分、添樋の内少し缺點あるも、其作品の稀なるよりすれば先づ完作として珍重すべきものである。

四一、太刀無銘 一口

拵絲卷太刀

- 一、所在地及所有者 清水市三保 御穂神社
- 二、指定年月日 大正十年四月三十日
- 三、種類 刀劍
- 四、説明 明

作者は無銘で詳かでないが、時代は元暦を降らざる頃の名工の鍛えたものであらう。此の作地鐵細美で双文古風である。双の長さ三尺一寸四分、拵は鎌倉時代の革柄卷の太刀であるが、惜い哉柄帯取金具が破損し、また散逸もしてゐる。然し渡り卷は其の儘で甚だ巧みに巻いてある。殊に目貫は解の枝を面白く彫つたもので、其の古雅なること後の金工の企及し難い所がある。

四二、太刀銘安綱(備前) 一口

- 一、所在地及所有者 周智郡犬居町 秋葉神社
- 二、指定年月日 大正十一年四月十三日
- 三、種類 刀劍
- 四、説明

作者は備前國の人、時代は元暦少し以前である。作品は古備前の風があつて兼て伯耆の安綱に似た點も見え善く出来て居る。殊に双文が華美、銘も亦鮮明である。只物打の邊に微瑕あるを遺憾とするが、敢て累を其の出來榮に及さない。安綱の作は甚だ稀に存し、其の傑作を和歌浦東照宮の所藏とすればこれに次ぐべきは、即ち此の作であらう。双の長二尺三寸三分強。

四三、太刀銘吉用 元祿十三年極月折紙一通 一口

- 一、所在地及所有者 富士郡上野村 大石寺
- 二、指定年月日 大正十二年五月三日
- 三、種類 刀劍
- 四、説明

吉用は文暦比備前國福岡の産で、助吉の門人である。双の長二尺四寸七分、強地鐵細微双文端麗、銘また鮮明、惣てに於て優秀な作であり、吉用が傑作の一に數ふべきものであらう。元祿十三年十二月本阿彌光忠の折紙が添へてある。先年愛知縣の人加藤せんの寄進である。

四四、太刀銘正恒 一口

- 一、所在地及所有者 静岡市久能 東照宮
- 二、指定年月日 大正十二年五月三日
- 三、種類 刀劍
- 四、説明

正恒には數人あつて、各其住國と時代を異にするが、これは悉く備前の正恒で時代は少くとも元暦を下ることはない。作品は地双共に秀で古雅の趣深く氣品にも富み、有繫數百年前の古刀と窺はれる。双の長二尺三寸四分弱、慶應年間徳川慶喜の寄進に係り、其の時新調した拵がついて居る。

四五、太刀銘來國光 一口

- 一、所在地及所有者 周智郡犬居町 秋葉神社
- 二、指定年月日 大正十二年五月三日
- 三、種類 刀劍
- 四、説明

作者來國光は嘉元比山城國の人で、國俊の子である。此の作を鹽竈神社の同作と比較すれば、其の長大なるには及ばないが、形の美と地双共に整つた點に於ては、決して遜色無き名品と言はねばならぬ。刀身なる梵字彫刻の技巧もまた稱揚に値する。双の長二尺三寸六分、社殿に阿部豊後守正武の寄進となつて居る。

四六、太刀銘弘次 一口

- 一、所在地及所有者 周智郡大居町 秋葉神社
- 二、指定年月日 大正十二年五月三日
- 三、種類 刀劍
- 四、説明

作者弘次は備中國青江の人で、弘安比を此盛期とした。此の刀は物打の邊に遺憾な點もあるが、其の地鐵細美又文の出來も善く、青江風の特徴を發揮した推賞すべき作である。双の長二尺三寸三分弱、元此地の領主今川左衛門佐仲秋が寄進したと云ふ社傳がある。

四七、脇指銘無傳相州行光作一口

- 一、所在地及所有者 靜岡市久能 東照宮
- 二、指定年月日 大正十三年四月十五日
- 三、種類 刀劍
- 四、説明

脇指銘無傳相州行光作一口、徳川家康所用。双長一尺七寸無銘、社傳では相州行光と云ひ、其の安政五年の鞘書にも相州物と記してある。作家は何れにもせよ建武時代より降らざるものと見られる。鍛は小木工目にして強く、双文は皆焼で清澄至極無難の出來である。拵は全長二尺二寸八分、小サ刀の制式に成つて居るが、徳川時代に續出するものと異つて、柄に卷糸なく、また鐔をも嵌めない足利時代の制式を存した珍しい遺品である。然かも其の金紋目貫の彫刻は後藤徳乘なるべく、精巧の致に富み、又小柄等は後藤榮乗の作か少くとも前者に劣るも推重すべきものがある。本品は祭神の所用で先に國寶となつた三池、貞宗の兩刀と合せて三刀揃と云はれて居る。

四八、太刀銘國宗(伯耆) 一口

- 一、所在地及所有者 靜岡市久能 東照宮
- 二、指定年月日 大正十三年四月十五日
- 三、種類 刀劍
- 四、説明

拵絲卷太刀 徳川家治寄進。安政年間の鞘書に、伯耆國國宗と極めである、これを備前國の國宗に比すれば有繫に劣つて居るが、双紋箱亂れにして鍛も麗しく、其の傑作の一と謂はれやう。此の國宗は建長比の人、伯州小鴨住の刀工である。將軍家治の寄進で、拵は當時の作ながら良好なものである。

四九、太刀銘末守 一口

- 一、所在地及所有者 靜岡市久能 東照宮
- 二、指定年月日 大正四年四月二十四日
- 三、種類 刀劍
- 四、説明

拵絲卷太刀 徳川家重寄進。双長二尺三寸八分五厘、清澄水の如き地金に華麗なる小丁子双紋の現はれた一種獨得の作である。末守と云へば貞治應永比の刀工を思はしめるが、此作はより古き鎌倉時代比のものとして認められ、自ら別の末守の存在を認めねばならぬ。従つて刀工名鑑に其各を逸した新人を加へ得ることとなる。拵は葵紋散しの絲卷太刀で、將軍家重寄進の際に作り添へたものであらう。

五〇、太刀銘國綱（附太刀箱一個）

井伊直憲寄進狀一通

一口

一、所在地及所有者 引佐郡井伊谷村 井伊谷宮

二、指定年月日 大正十四年四月廿四日

三、種類 刀類

四、説明

刃長二尺六寸四分、將軍足利義輝が國綱の作を愛好したため、列侯競うて之を求めたので多くの偽物が造られたと傳へられ、其の遺品は今尙眞偽相混じて紛亂を極めて居る。此作は普通見るものと全く其の選を異にし、地刃共に優秀なるのみならず、在銘の明確なることによつて直に國綱の代表作とも推賞される逸品である。國綱は建保の比の人、山城國粟田口に住し、同處の刀工中最も傑出した名匠と云はれて居る。其の作として古來鬼丸が有名であるが、今此太刀はそれと比肩してさほど遜色あるまいと思はれる程である。井伊直憲が當宮の攝社で、其の祖神を祭る井伊社寄進狀が附いて居る。

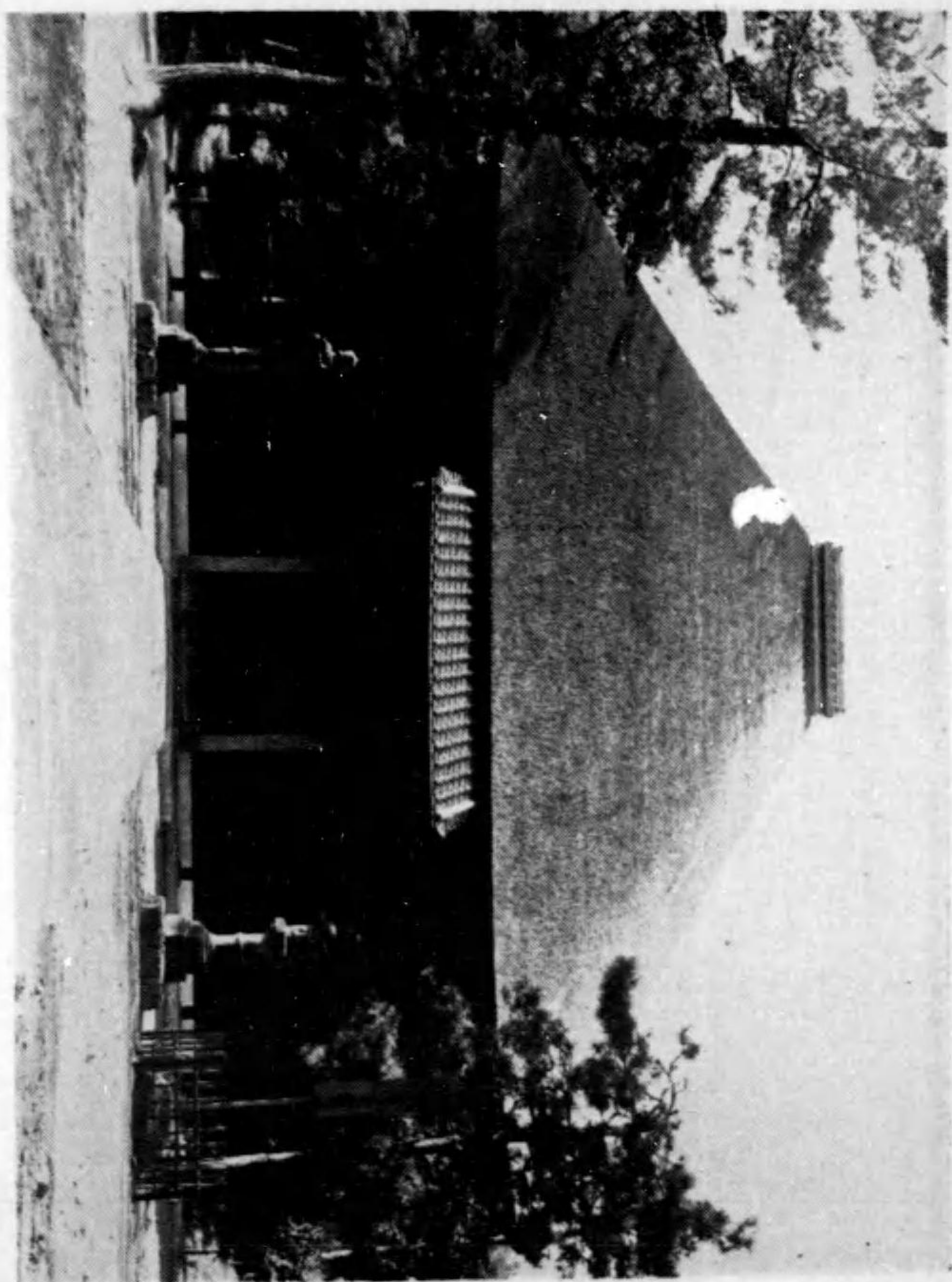
(七) 國寶建造物の部

一、大正十四年四月廿四日、井伊直憲が當宮の攝社で、其の祖神を祭る井伊社寄進狀が附いて居る。

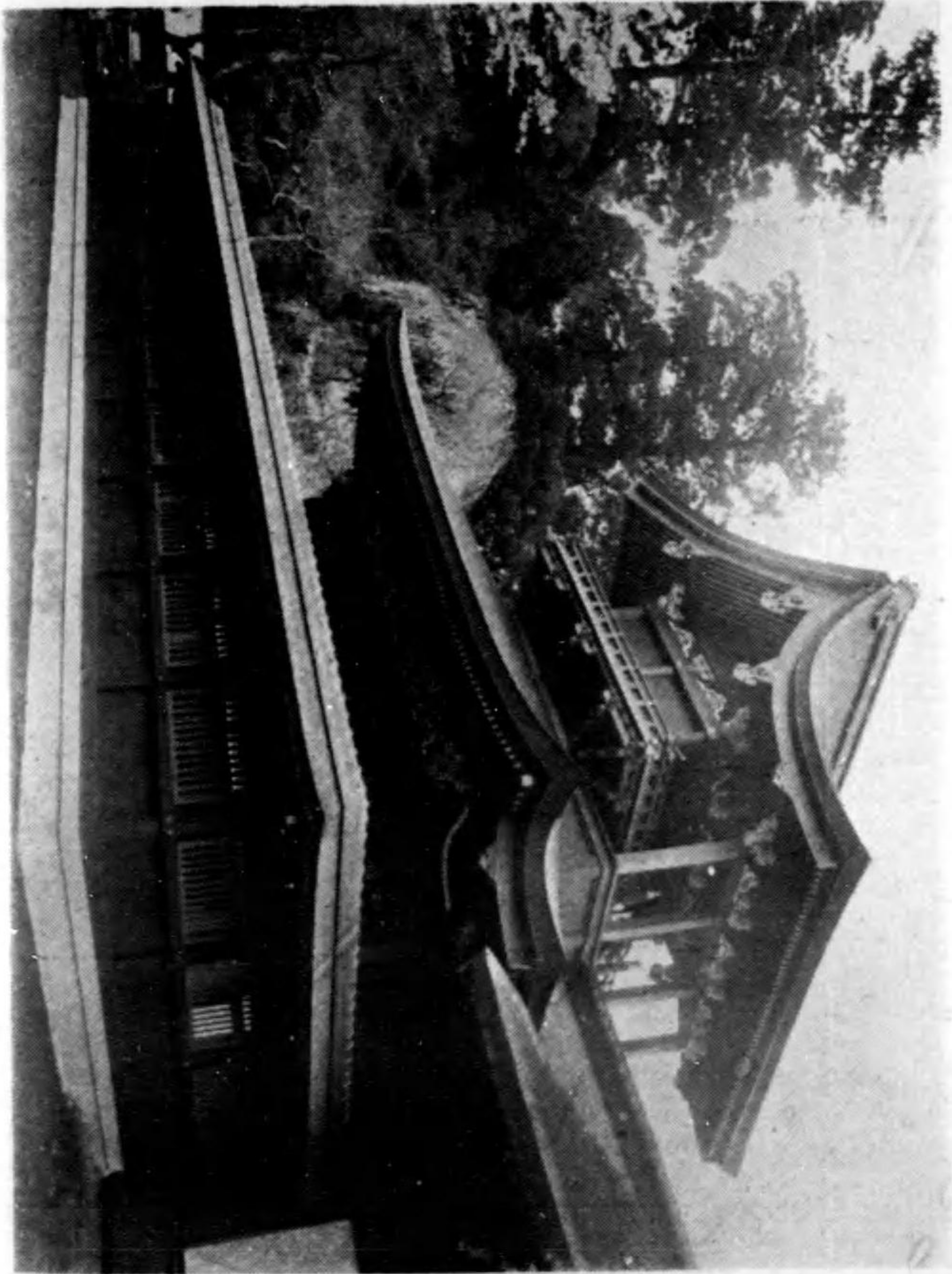
一、大正十四年四月廿四日、井伊直憲が當宮の攝社で、其の祖神を祭る井伊社寄進狀が附いて居る。

一、本興寺本堂

- 一、所在地及所有者 濱名郡鷺津町 本興寺
- 二、指定年月日 明治四十年五月廿七日
- 三、構 造 桁行五間梁間五間單層屋根寄棟茅葺
- 四、説 明 寺傳永祿三年眞言宗の薬師堂を改めて佛殿となし、其の後天文二十一年大修理をなせしものと稱す。然れども其の様式手法を見るに、天文年間の再興にかゝるものゝ如く、諸種の繪様線形皆よく當時の特質を示せり。



本興寺本堂正面



浅間神社本殿

二、浅間神社本殿

一、所在地及所有者

富士郡大宮町

浅間神社

二、指定年月日

明治四十年五月廿七日

三、構造

浅間造桁行五間梁間四間重層屋根柿葺

四、説

明 社傳垂仁天皇三年八月創建。大同元年坂上田村麿勅を奉じて今の地に遷し造る。慶長九年徳川家康再興す。

五間四間の殿宇の上に三間社流造を構造し、神社建築に一新生面を開けるものにして形状珍奇手法亦観るべし。

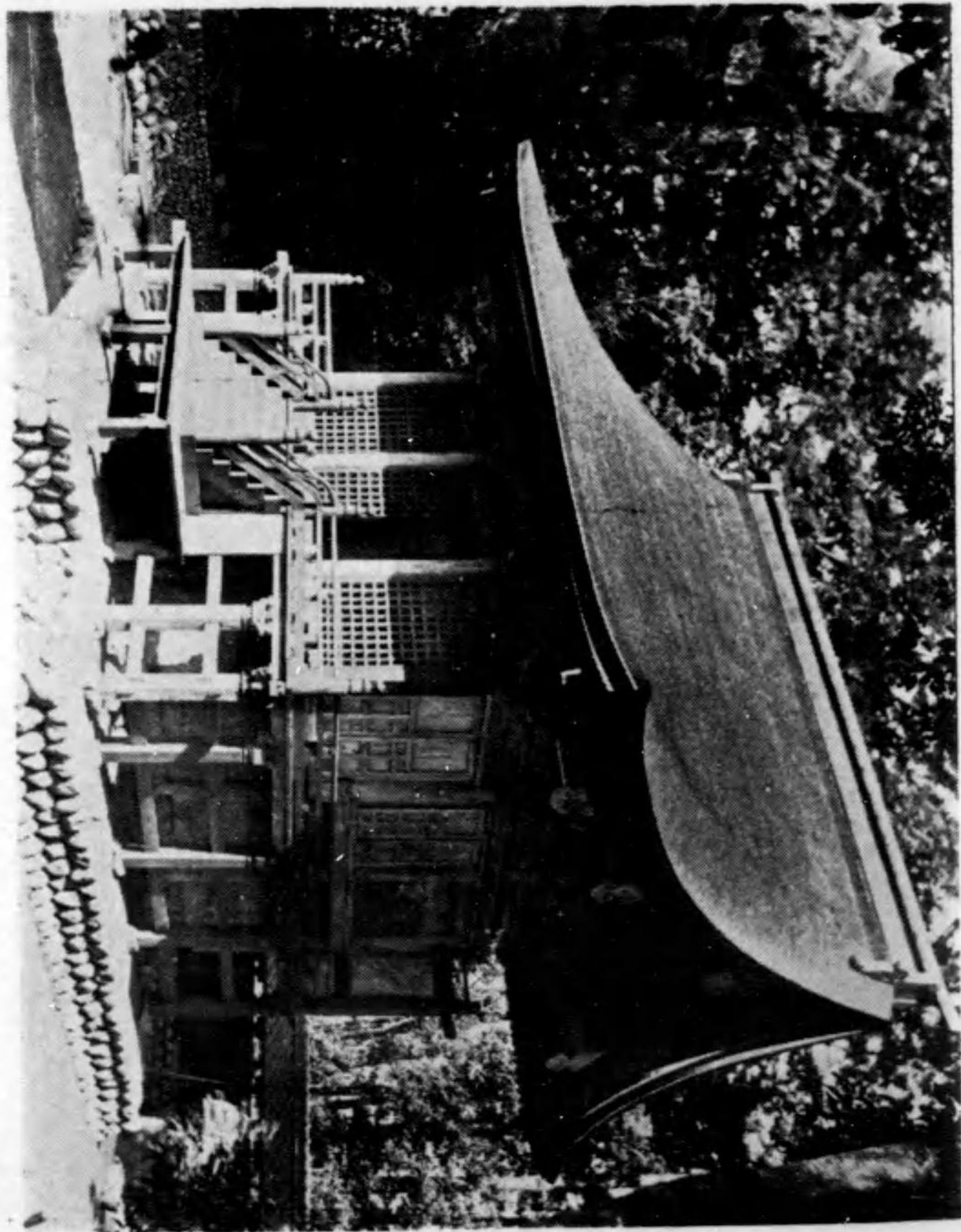
三、富士浅間宮本殿

一、所在地及所有者 磐田郡久努村 富士浅間宮

二、指定年月日 明治四十年五月廿七日

三、構造 一間社流造屋根檜皮葺

四、説 明 社傳大同年間坂上田村麿創建、天正十八年再建棟札（棟札による）形状整美繪様彫刻饒多にして、皆足利末期の特色をあらはせり。特に脇障子の鯉及鶴の彫刻は頗る秀麗なり。



富士浅間宮

四、東照宮社殿

一、所在地及所有者

静岡市久能 東照宮

二、指定年月日

明治四十一年八月一日

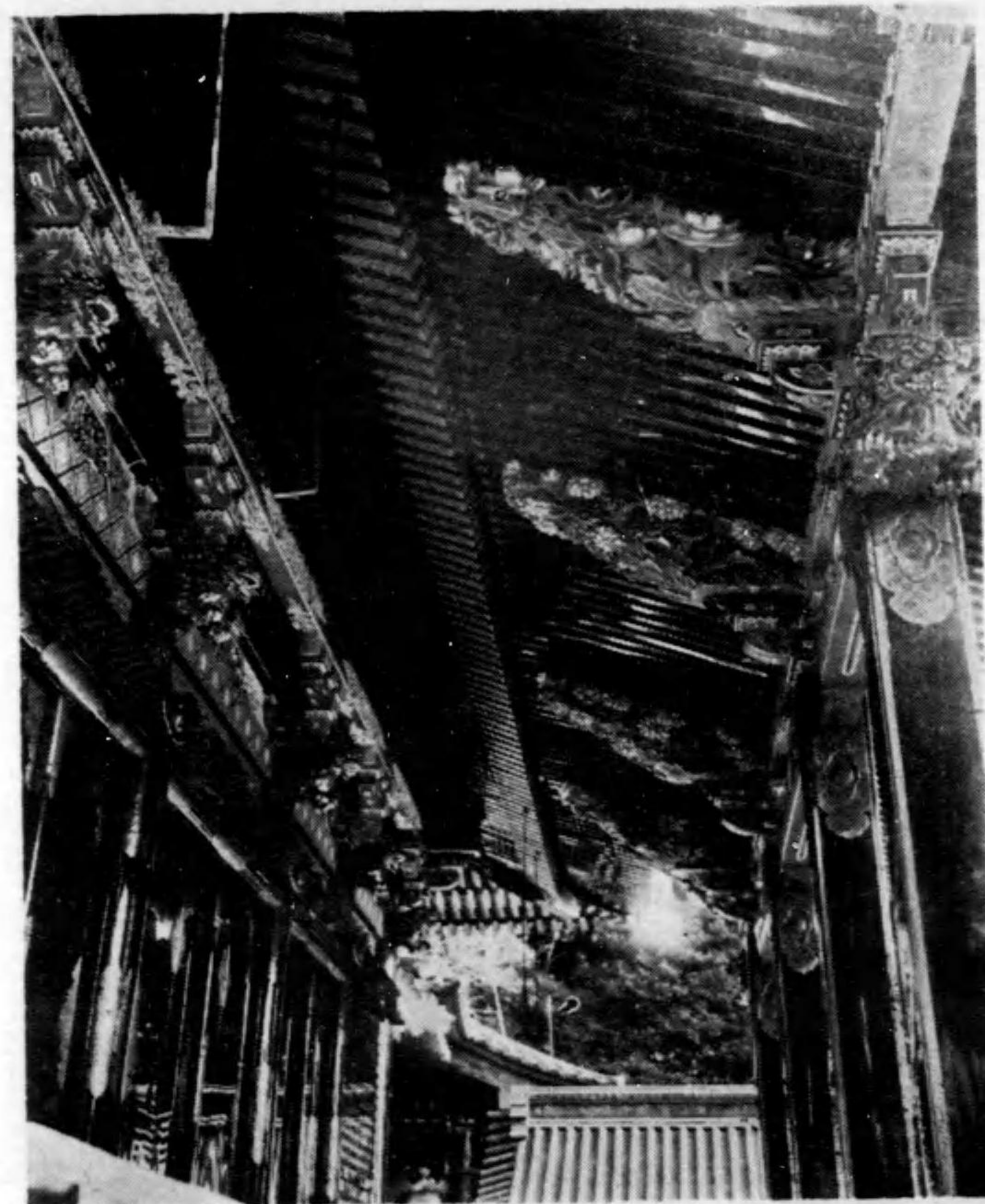
三、構造

權現造本殿桁行三間三尺、梁間三間二尺、石の間桁行三間三尺、梁間一間四尺五寸、拜殿桁行五間四尺、梁間二間四尺屋根銅板葺

四、説

明

元和三年創建、構造裝飾華麗織巧を極む。其様式手法日光廟の先驅をなせるものにして、徳川時代初期を代表すべき貴重の標本なり。

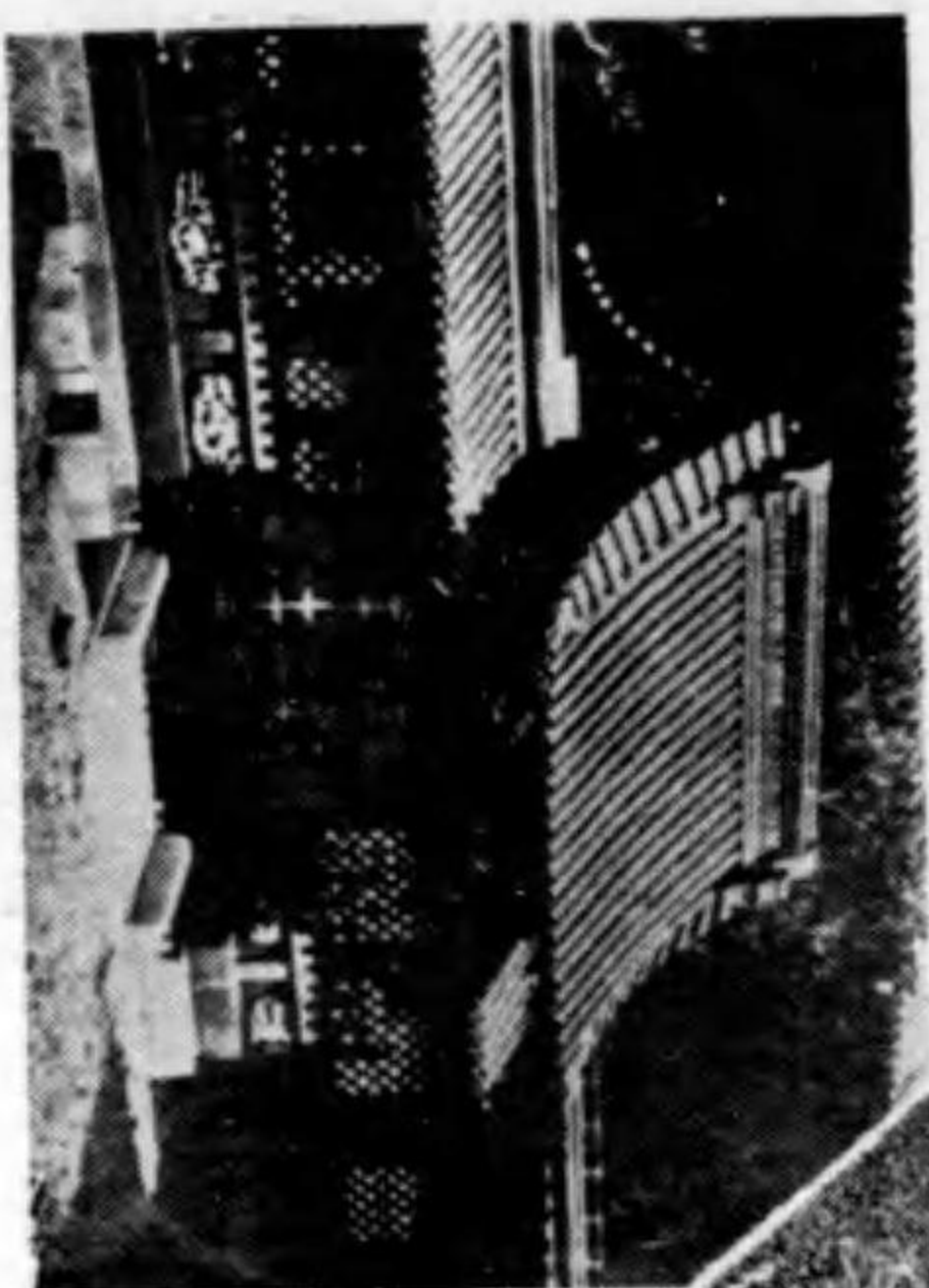
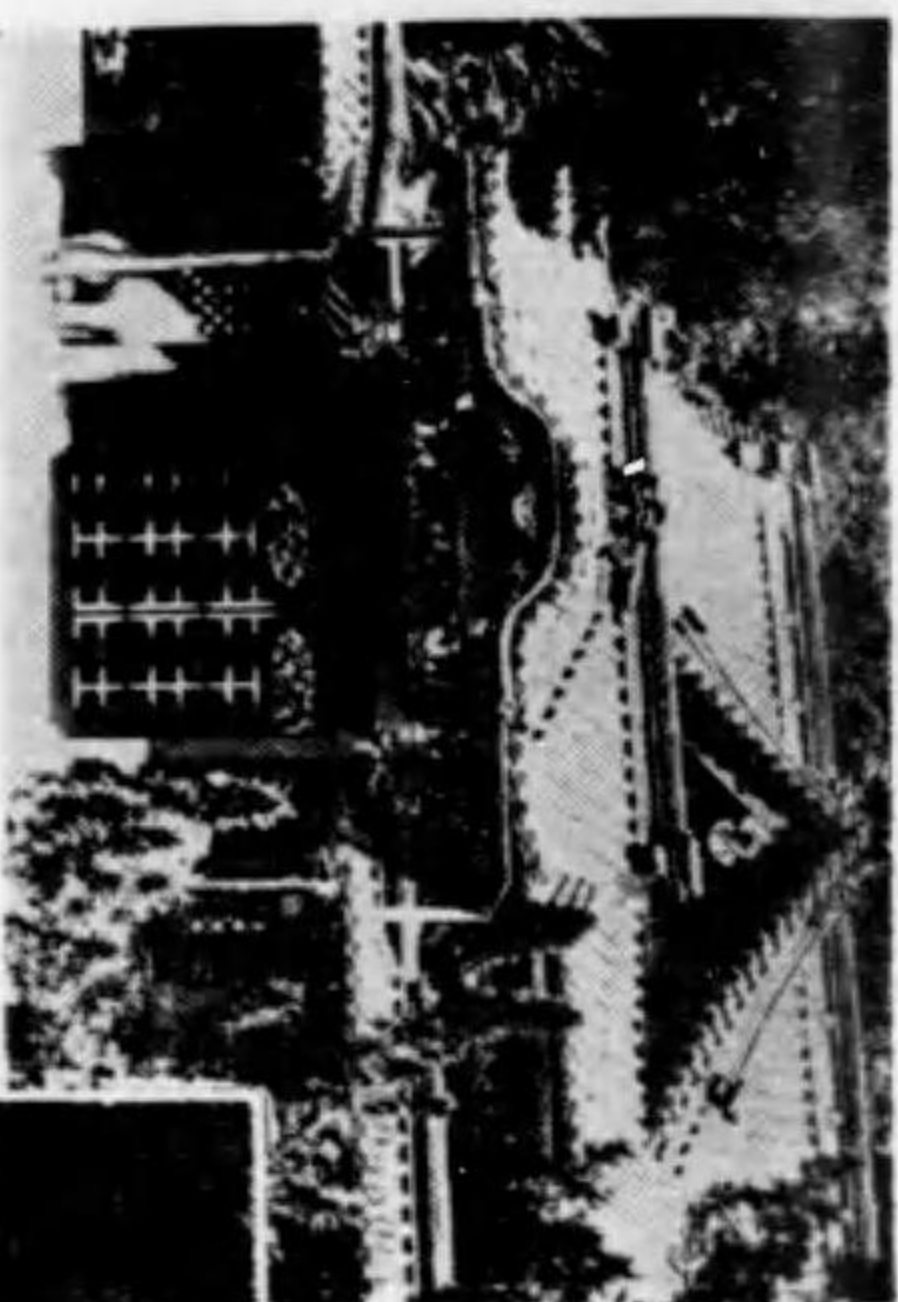


東照宮拜殿軒下

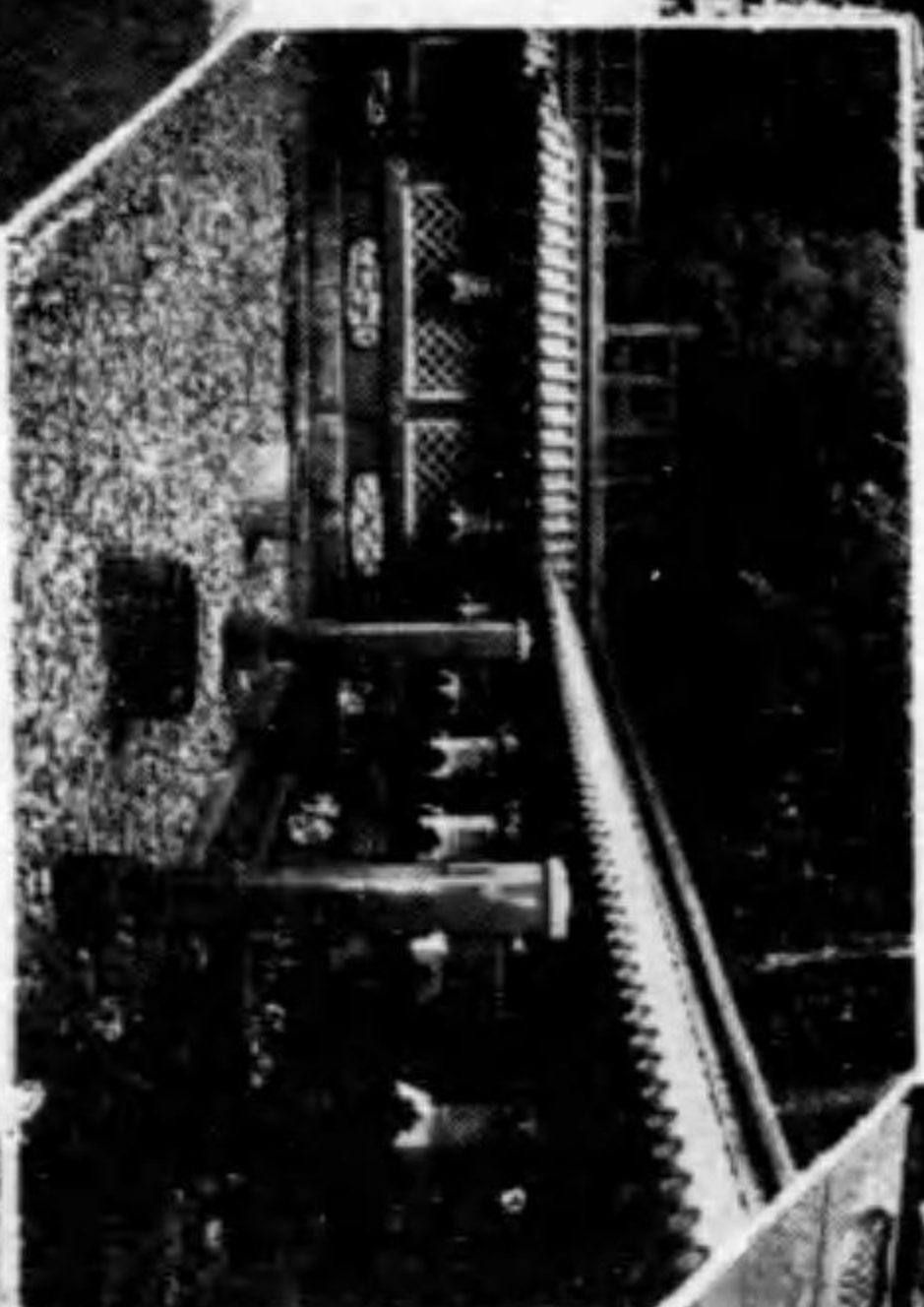
五、東照宮唐門東門廟門渡廊玉垣

- 一、所在地及所有者 静岡市久能 東照宮
- 二、指定年月日 明治四十五年二月八日
- 三、構 造 唐門屋根四方唐破風造、東門屋根切妻造、廟門前後唐破風左右切妻造、渡廊屋根切妻造、玉垣總て屋根銅板葺
- 四、説 明 既に特別保護建造物に指定せられたる本殿、石の間、拜殿と共に元年間大頭梁中井大和の經營せしものにして、徳川時代初期豊美なる手法裝飾の先驅をなせるものなり。

東照宮唐門



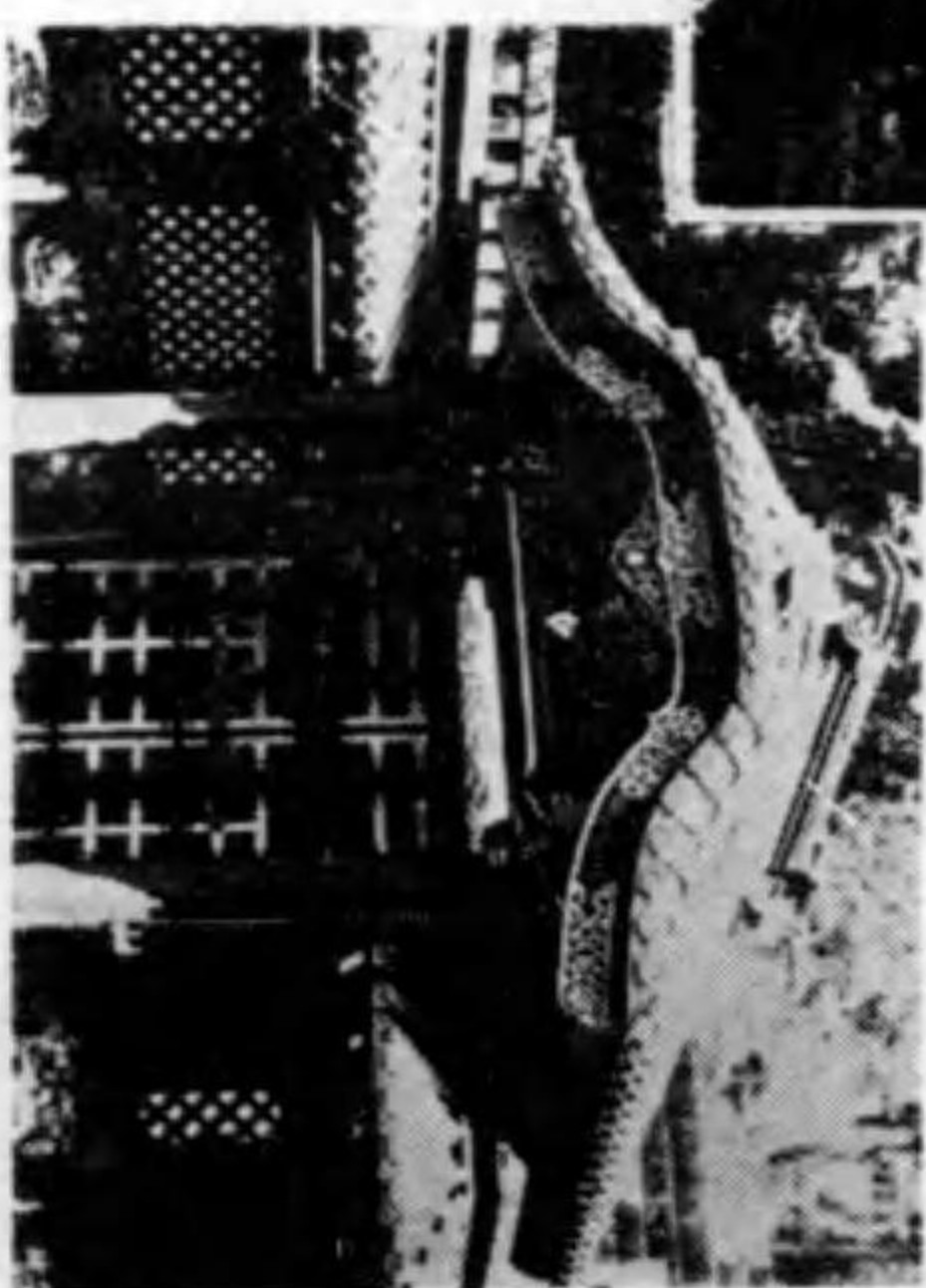
(玉垣附) 門 東



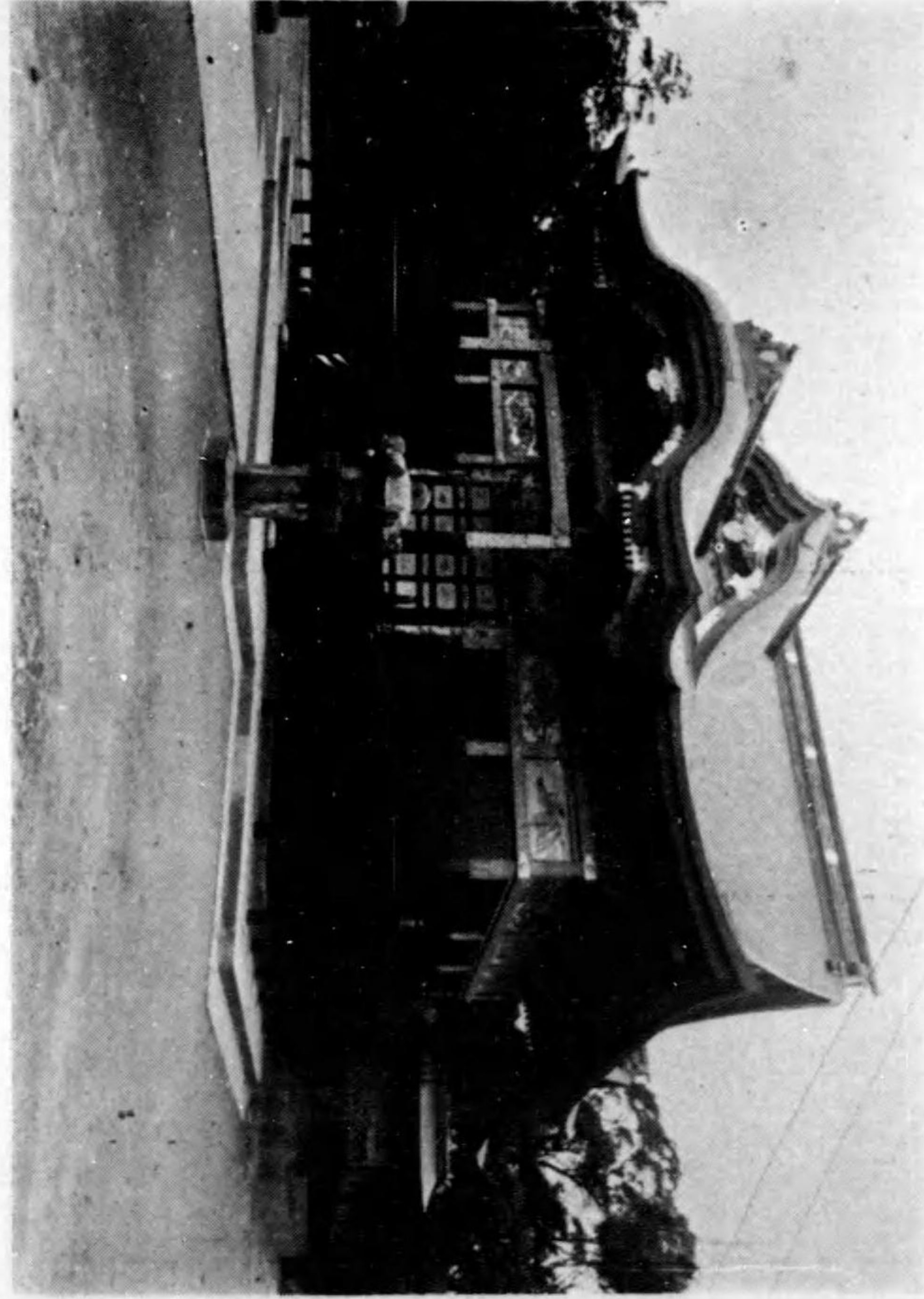
(内側左殿本) 玉垣



石之間外部四個軒下ノ一部



門 廟



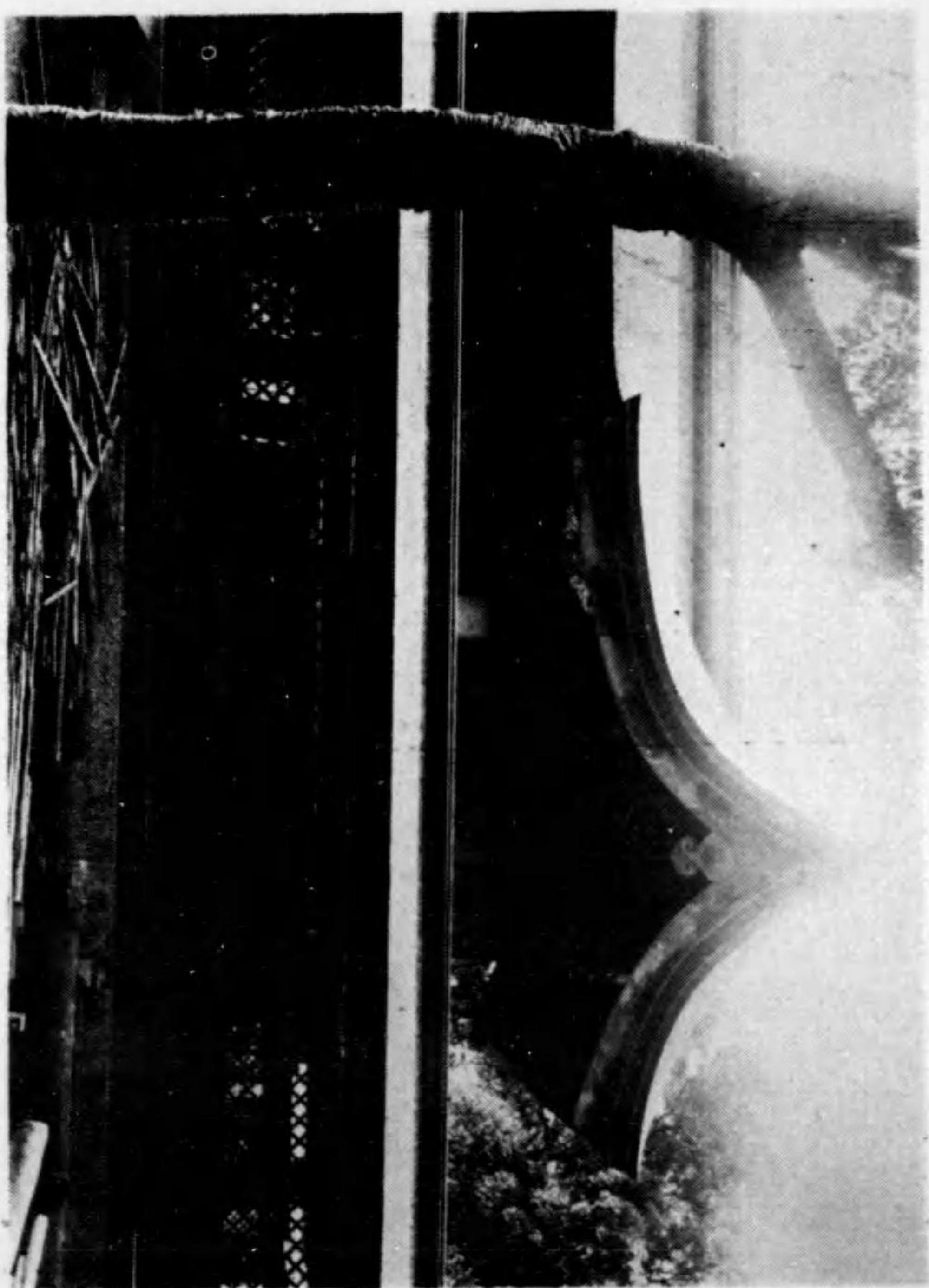
社神五のた見りよ面斜

六、五社神社々殿

- 一、所在地及所有者 濱松市利町 五社神社
- 二、指定年月日 大正三年四月十七日
- 三、構 造 本殿桁行五間、梁間四間、幣殿桁行三間、梁間一間、拜殿桁行五間、梁間三間、權現造單層屋根銅板葺
- 四、説 明 寛永十八年徳川家光再興工匠は木原李允義人なり。江戸時代初期の大規模の權現造にして、手法裝飾尤も雄麗華美を極む。昭和十年二月柿葺は銅板葺に変更せり。

七、諏訪神社々殿

- 一、所在地及所有者 濱松市利町 諏訪神社
- 二、指定年月日 昭和十三年八月廿六日
- 三、構 造 本殿二間社流造屋根檜皮葺、幣殿桁行四間、梁間一間單層屋根兩下造檜皮葺、拜殿桁行五間、梁間三間一間向拜附單層屋根入母屋造檜皮葺透塀延長三十七間屋根檜皮葺、唐門、平唐門屋根檜皮葺、附屬透塀左右各一間、屋根檜皮葺、樓門三間一戸、樓門屋根桐葺
- 四、説 明 當社はもと遠江國敷知郡（現在濱松市）中島村に草創された社であるが、弘化二年に至つて曳馬城（即濱松城）の南に移された。後元和年間徳川秀忠によつて杉山の地に、更に寛永年間家光によつて現在の地に移築されたものである。元和元年及び寛永十八年の棟札を存して居る。
今現存の建物を見るに全體桃山風の形式に成り、内外共裝飾頗る豊美である。恐くは元和年間建立の社殿を寛永年間移轉改築したるものと見らる。江戸時代初期の代表的な建築である。昭和十四年六月本殿、幣殿、拜殿の桐葺は孰れも檜皮葺に透塀の棧瓦假葺は檜皮葺に、唐門の桐葺は檜皮葺に、附屬透塀の柿葺は檜皮葺に変更せり。



面側殿本社神訪諏ノ中修理

八、靈山寺仁王門

一、所在地及所有者 庵原郡高部村 靈山寺

二、指定年月日 昭和六年一月十九日

三、構 造 三間一戸單層門屋根寄棟造茅葺

四、說 明 棟札によれば永正十三年二月の建立にして、三間一戸の單層門にして

三手先の斗拱を用ひたるは珍しく、手法亦雄大の風がある。

棟 札

一切日皆善 一切宿皆賢 諸物皆威德 鍛冶大工 荷村四郎

羅漢皆斷漏 以斯成實言 願我成吉祥 本 願 玉 藏 坊

大日本國駿州庵原郡大内村 別當法印三光坊頼祐 願主

鷲峰山靈山寺仁王門代物百三十七貫文頭領神佐衛門三郎 敬

奉造立大壇那朝比奈福壽庵惠妙大工藤原朝臣澤瀬九郎三郎 白

于時永正十三年丙子二月八日

郡市別所有者別索引

静岡市	舊静岡御用邸……………	七	沼津市	太刀銘末守 東照宮……………	壹
	柴屋寺庭園 柴屋寺……………	六		東照宮社殿 同……………	101
	臨濟寺庭園 臨濟寺……………	三		東照宮唐門東門廟門渡廊玉垣 同……………	103
	阿彌陀如來立像 寶臺院……………	六	濱松市	犀ヶ崖……………	104
	絲卷左刀銘長光 大歳御祖神社……………	六		雲立ノ樟 八幡宮……………	105
	革柄蠟色鞘刀 <small>附蒔繪刀箱</small> 東照宮……………	六		五社神社社殿 五社神社……………	105
	太刀銘眞恒 無銘傳三池光世作……………	七		諏訪神社社殿 諏訪神社……………	105
	太刀銘雲次……………	七	清水市	三保松原……………	六
	太刀銘守家……………	六		日本平……………	三
	太刀銘安則……………	六		龍華寺蘇鐵 龍華寺……………	三
	太刀銘國行……………	六		錫杖 鐵舟寺……………	六
	脇指無銘傳貞宗……………	六		紙本墨書法華經觀普賢經共 觀音堂……………	六
	太刀銘正恒……………	六		太刀無銘 御穂神社……………	六
	脇指無銘傳相州行光……………	六			
	太刀銘國宗(伯耆)……………	六			

八、蓬山寺門

本寺の山門は、寛文十一年(1721)に建立され、その門は、

一、山門の左側に、

二、山門の右側に、

三、山門の正面に、

四、山門の背面に、

五、山門の東側に、

六、山門の西側に、

七、山門の南側に、

八、山門の北側に、

九、山門の東側に、

十、山門の西側に、

十一、山門の南側に、

十二、山門の北側に、

十三、山門の東側に、

十四、山門の西側に、

十五、山門の南側に、

十六、山門の北側に、

十七、山門の東側に、

十八、山門の西側に、

十九、山門の南側に、

二十、山門の北側に、

二十一、山門の東側に、

二十二、山門の西側に、

二十三、山門の南側に、

二十四、山門の北側に、

二十五、山門の東側に、

二十六、山門の西側に、

二十七、山門の南側に、

二十八、山門の北側に、

二十九、山門の東側に、

三十、山門の西側に、

三十一、山門の南側に、

三十二、山門の北側に、

三十三、山門の東側に、

三十四、山門の西側に、

三十五、山門の南側に、

三十六、山門の北側に、

三十七、山門の東側に、

三十八、山門の西側に、

三十九、山門の南側に、

四十、山門の北側に、

四十一、山門の東側に、

四十二、山門の西側に、

四十三、山門の南側に、

四十四、山門の北側に、

四十五、山門の東側に、

四十六、山門の西側に、

四十七、山門の南側に、

四十八、山門の北側に、

四十九、山門の東側に、

五十、山門の西側に、

五十一、山門の南側に、

五十二、山門の北側に、

五十三、山門の東側に、

五十四、山門の西側に、

五十五、山門の南側に、

五十六、山門の北側に、

五十七、山門の東側に、

五十八、山門の西側に、

五十九、山門の南側に、

六十、山門の北側に、

六十一、山門の東側に、

六十二、山門の西側に、

六十三、山門の南側に、

六十四、山門の北側に、

六十五、山門の東側に、

六十六、山門の西側に、

六十七、山門の南側に、

六十八、山門の北側に、

六十九、山門の東側に、

七十、山門の西側に、

七十一、山門の南側に、

七十二、山門の北側に、

七十三、山門の東側に、

七十四、山門の西側に、

七十五、山門の南側に、

七十六、山門の北側に、

七十七、山門の東側に、

七十八、山門の西側に、

七十九、山門の南側に、

八十、山門の北側に、

八十一、山門の東側に、

八十二、山門の西側に、

八十三、山門の南側に、

八十四、山門の北側に、

八十五、山門の東側に、

八十六、山門の西側に、

八十七、山門の南側に、

八十八、山門の北側に、

八十九、山門の東側に、

九十、山門の西側に、

九十一、山門の南側に、

九十二、山門の北側に、

九十三、山門の東側に、

九十四、山門の西側に、

九十五、山門の南側に、

九十六、山門の北側に、

九十七、山門の東側に、

九十八、山門の西側に、

九十九、山門の南側に、

一百、山門の北側に、

紙本着色山王靈驗記 日枝神社……………七
 熱海市 阿豆佐和氣神社ノ大樟 阿豆佐和氣神社… 五
 海藏寺ノなぎ 海藏寺……………五
 木造伊豆山權現立像 盤若院……………三
 紺紙金泥盤若心經 伊豆山神社……………八
 三島市 錦田村一里塚……………四
 山中城趾……………三
 伊豆國分寺塔趾 蓮行寺……………六
 三島神社ノ金木岸 三島神社……………五
 蒔繪櫛笥 同……………七
 太刀銘宗忠 同……………六
 脇指銘秋義 同……………九
 短刀銘藤原友行 同……………八
 絹本着色繪曼荼羅 妙法華寺……………七
 絹本着色日蓮上人像 同……………七
 賀茂郡 伊豆西南海岸 八ヶ町村……………三

手石ノ彌陀ノ岩屋 竹麻村……………七
 紙本墨書大盤若經 同 修福寺……………八
 堂ヶ島天窓洞 仁科村……………九
 新町ノ大蘇鐵 下河津村……………五
 杉梓別命社ノ大樟 同 杉梓別命神社……………六
 八幡神社ノいすのき 朝日村 八幡神社……………五
 田牛ハマトオモト自生地 同 田牛……………六
 木造阿彌陀如來坐像 同 長谷寺……………六
 松崎下ノ宮公孫樹 松崎町 下ノ神社……………五
 松藤雙鶴鏡 同 下ノ神社……………七
 木造大日如來坐像 稻生澤村 天神神社……………七
 田方郡 葦山反射爐 葦山村……………三
 木造阿彌陀如來坐像 同 願成就院……………七
 塔婆形銘札 同……………九
 淨ノ池特有魚類棲息地 伊東町 淨圓寺……………六
 葛見神社ノ大樟 同 葛見神社……………六
 大瀬崎柏樹林 西浦村……………六
 木負大蜜柑樹 同……………七

地震動ノ擦痕 江間村……………四
 八幡野八幡宮神社叢 對島村 八幡宮……………四
 丹那斷層 函南村……………四
 天地神社ノ樟 同 天地神社……………四
 駿東郡 駒門風穴 富士岡村……………五
 印野村焙岩隧道 印野村……………三
 下土狩公孫樹 長泉村……………五
 富士郡 白糸ノ瀧 白糸村 上井出村……………六
 狩宿下馬櫻 白糸村……………三
 萬野風穴 北山村……………三
 湧玉池 大宮町 淺間神社……………五
 太刀銘景光 同……………五
 脇指銘信國 同……………六
 太刀銘宗忠 同……………六
 淺間神社本殿 同……………六
 太刀銘吉用 上野村 大石寺……………三
 庵原郡

明治天皇興津行在所 興津町 清見寺……………八
 清見寺庭園 同……………三
 靈山寺仁王門 高部村……………七
 志太郡 明治天皇島田行在所 島田町 秋野三千雄……………二
 木造千手觀音立像 大津村 智滿寺……………三
 木造阿彌陀如來及諸尊像刻出龕 同……………三
 絹本着色釋迦十六善神像 同 慶壽寺……………七
 榛原郡 能滿寺蘇鐵 吉田村 能滿寺……………三
 紙本墨書聖武天皇勅書 相良町 平田寺……………八
 小笠郡 明治天皇掛川行在所 掛川町 山崎健太郎……………九
 王子ノ松 朝比奈村……………五
 鶴 松 横地村……………五
 周智郡 太刀銘安綱(備前) 大居町 秋葉神社……………三
 太刀銘來國光 同……………三
 太刀銘弘次 同……………九

磐田郡	遠江國分寺趾 磐田町……………	五
	熊野ノ長藤 池田村 行興寺……………	七
	將軍杉 光明村 百古里……………	七
	富士淺間宮本殿 久勢村 富士淺間宮……………	一〇〇
濱名郡	新居關趾 新居町……………	二
	明治天皇新居行在所舊趾 同……………	二〇
	明治天皇舞阪御小休所 舞阪町 宮崎通之助	三
	庄園ノ松 北濱村 八幡宮……………	三
	法橋ノ松 和田村 妙音寺……………	四
	絹本着色法華經曼陀羅圖 鷺津町 本興寺……………	七
	本興寺本堂……………	九
	濱名湖 濱名郡九ヶ町村……………	二
	引佐郡 引佐郡三ヶ町村……………	二
	明治天皇新居行在所建物 奥山村 方廣寺……………	二〇
	龍潭寺庭園 井伊谷村 龍潭寺……………	九
	太刀銘國綱 同 井伊谷宮……………	六
	木造千手觀音立像 三ヶ日町 摩訶耶寺……………	六

木造不動明王立像 三ヶ日町 摩訶耶寺……………	七
絹本着色普賢十羅刹女像 同 大福寺……………	七
鍍金裝樹木地笈 同……………	七
紙本墨書瑠璃山年錄殘篇 同……………	七

静岡縣史蹟名勝天然紀念物並國寶概要發行に就て

- 一、本概要は縣下に於ける史蹟名勝天然紀念物保存法及び、静岡縣史蹟名勝天然紀念物保存顯彰規程に依り指定したる物件と、古社寺保存法（明治三十三年法律第四十九號昭和四年廢止）及び國法保存法に依り、國寶に指定したる物件にして、昭和十六年一月現在を集録せり。但し所在地に就ては其後三島町と錦田村とは合併して三島市となりしにより之に従ひ訂正せり。
- 二、富士は指定手續中なるも特に寫眞のみを卷頭に掲げたり。
- 三、配列の順序は種類別とし、別に郡市別、所有者別索引を卷末に掲げて研學者の便に供せり。
- 四、國寶の寶物種類別は現在之を繪畫、彫刻、文書、典籍、書蹟、刀劍及び工藝の七種となすを以て之に従ひ、指定當時の銘文は文書に、經文經卷は典籍に、筆蹟は書蹟に編入せり。國寶建造物は古社寺保存法に於ては特別保護建造物と稱せしも、現在の例により國寶建造物の部に收録せり。
- 五、古社寺保存法に於ては國寶に等級を附したるも、國法保存法に於ては之を廢止したるを以て全部省略せり。

六、説明は指定當時公表の説明（國寶は略説）によりたれども、其發表なかりし物に對しては所有者の申出を參酌して説明を附したれども、刀劍に就ては文部省國寶調査室の本間順治氏の執筆に成りし（印刷の都合により淨書校閲を経ざりき）ものなり。

七、寫眞は蒐集の都合其他の關係にて全部に亘ることを得ざりき。對しては本間順治氏に本概要編纂に就きて、文部省保存課長青戸精一氏、國寶調査室本間順治氏、保存課各係の諸氏の御指導と御好意とを記して感謝の意を表す。

静岡縣史蹟名勝天然記念物調査書記

川合治榮

昭和十六年三月二十五日印刷
昭和十六年三月三十一日發行

靜岡縣

所刷印堂鶴池・岡靜

六、説明は指定當時公表の説明（國寶は略説）によりたれども、其發表なかりし物に對しては所有者の申出を參酌して説明を附したれども、刀劍に就ては文部省國寶調査室の本間順治氏の執筆に成りし（印刷の都合により淨書校閲を経ざりき）ものなり。

七、寫眞は蒐集の都合其他の關係にて全部に亘ることを得ざりき。

終りに本概要編纂に就きて、文部省保存課長青戸精一氏、國寶調査室本間順治氏、保存課各係の諸氏の御指導と御好意とを記して感謝の意を表す。

静岡縣史蹟名勝天然記念物調査書記

川 合 治 榮

製 本 控		17. 4. 24	
9/19 國	204 號	年	月 日
静岡縣史蹟名勝天然記念物		申	
並口宝概号			
備 考			

91
204

落木



終

